

本件提案に係る接触の禁止について

審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、審査委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止する。

なお、本件提案に関し影響を及ぼすおそれのある接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

審査委員会委員

役職	所属	氏名
委員長	教育部長	飯田 浩明
副委員長	教育部教育総室長	岡部 秀文
委員	教育部総務課長	藤本 政士
委員	教育部学校教育課長	風間 俊宏
委員	教育部学事課長	山本 和弘
委員	総務部デジタル推進課長	中込 幹